必ず押印してください。

令和7年度新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請書

(宛先)	去 铺	古数	杏禾	음 스
(グピフし)	クリハ 作芯	川子又	月女	貝工

私は、令和7年度赤穂市就学援助「新入学児童生徒学用品費の入学前支給」について、以下のとおり申請いたします。なお、認定の審査にあたり、市が必要な範囲で、申請者及び同居している者の住所、課税状況、児童扶養手当情報等を調査し、利用することについて同意いたします。また、必要に応じ家庭状況について学校長等に確認や意見を求めること、入学予定小・中学校、転出先市町村への情報提供される場合があることに同意いたします。また、転出等により、赤穂市立小・中学校に対象児童、生徒が入学しなかった場合、受給した新入学用品費を全額返還いたします。

申請日 令和7年〇〇月〇〇日

申請者(保護者)住所 赤穂市〇〇 〇〇番地〇〇

氏名 赤穂 花子

(FI)

恒 自宅 0791-OO-OOOO 携帯 000-OOOO-OOOO

			氏名	続柄	生年月日	心身状況	勤務先又は学校・園・所名
		赤穂	太郎	保護者	HO年O月O日	良好	〇〇株式会社
世		赤穂	花子	母	HO年O月O日	良好	
帯	Ó	赤穂	一郎	本人	RO年O月O日	良好	○○幼稚園
の		赤穗	次郎	子	RO年O月O日	良好	〇〇保育所
状		7_			年 月 日		
況		O	とつける。		年 月 日		
					年 月 日		
	↑該	当児童生	徒に〇を付ける	↑該当児童生	徒からみた続柄	↑病弱·負傷·心	身障害の程度を記入

申請理由(〇を付ける)

- 1 生活 理由のいずれかに〇をつける。
- 2 市民利 3 市民税の減免(地方税法第323条による)
- 4 個人の事業税の減免(地方税法第72条の62による)
- 5 固定資産税の減免(地方税法367条による)
- 6 国民年金の掛金の減免(国民年金法第89条及び90条による)
- 7 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
- 8 児童扶養手当の支給(児童扶養手当法第4条による)
- 9 生活福祉資金貸付補助金による貸し付け
- 10 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者 又は職業安定所登録日雇労働者
- (11) 前年度の収入が基準以下である
- 12 ひとり親控除の適用をした場合、前年度合計所得が 市民税の非課税限度額を下回る

指定預金口座

認定希望児童生徒名 赤穂 一郎		学校名 C	○○小学校
指定金融機関名	種別	口座番号	(フリカ゛ナ)
(支店名も記入)	(どちらかに〇を付ける)	口任田勺	口座名義人
会員 会員 信用金庫 農協 信用組合	普通・当座	1234567	アコウ タロウ 赤穂 太郎

※ 申請者は、太枠内のみを記入してください

申請理由の1~12以外で新入学児童生徒学用品

でと認める者についての学校・園・所長の意見(Oを付ける)

預金口座については、必ず通帳と相違がないか確認してください。

- 13 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認め
- 14 PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われ
- 15 学校納付金の納付状態が悪い、又は被服等も悪く学

中由しており、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる

16 経済的な理由による欠席日数が多 17 その他(具体的に記載のこと)

上記の者を新入学児童生徒学用品費の支給を必要とする児童生徒として報告します。

令和 年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

学校・園・所長 印

教育委員会記入欄

#::: ### TET ##						
総所得金額 円	世帯構成員 基準額	人 円	認定	•	非認定	

^{*}この申請書に記載のある個人情報は、新入学児童生徒学用品費以外の目的で使用いたしません。(赤穂市教育委員会)